

2024 年 3 月 19 日
東海マツダ販売株式会社

景品表示法に基づく措置命令について

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2024 年（令和 6 年）3 月 14 日、東海マツダ販売株式会社（以下、「当社」）は、お客様に提供した「車両用クレベリン」（車室内消臭・除菌を目的としたアフターサービス商品。以下、当該商品）の効果・効能表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より、同法第 7 条第 1 項に基づく措置命令を受けました。

この度は、お客様、お取引先様ならびにすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 措置命令の対象商品

車両用クレベリン 2015 年（平成 27 年）11 月より販売

2. 措置命令の対象となる事実

2018 年（平成 30 年）12 月から 2023 年（令和 5 年）5 月に当社ウェブサイトにおいて、当該商品の画像・動画と共に、「車両用クレベリン、洗いたくても洗えない車内を除菌・消臭」、「様々なウィルス・菌・ニオイを除去できる二酸化塩素の働きで車室内をリフレッシュ、効果継続（目安）約 3 カ月」と表示していたことが、あたかも、車室内において約 3 カ月有効な除菌効果等が得られるように表示をしており、景品表示法に違反するものであること。

当社として今回のことを重く受け止め、今後このようなことが起きることがないように、再発防止を図ってまいります。尚、当該商品につきましては、当社ウェブサイトから当該商品に関する表示を削除するとともに、取扱いを終了しております。

[本件に関するお問い合わせ先]

東海マツダ販売株式会社 サービス統括部 052-872-8241

相談受付時間 10:00～17:00（定休日 火曜日・水曜日）以 上